

## 札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、令和5年3月24日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公園緑化協会・川下公園コンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した川下公園、豊平川緑地（下流地区）及び北郷公園の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、協定書第18条第5項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 協定書第18条第4項の規定に基づき、川下公園温水利用型健康運動施設（リラックスプラザ）の開館時間について、午前9時～午後9時までのところを午前9時～午後7時までに短縮したことから、令和7年度の管理費用のうち「5,715,000円」減額することとし、原協定書第18条第1項中「金690,480,000円」を「金671,515,000円」に改める。

第3条 協定書第18条第3項の表を次のとおり改める。

| 回数  | 請求時期 | 支払金額（消費税及び地方消費税を含む。） |           |           |           |           |
|-----|------|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|     |      | 令和5年度                | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     | 令和9年度     |
| 1回目 | 4月   | 41,429千円             | 41,429千円  | 41,429千円  | 41,429千円  | 41,429千円  |
| 2回目 | 7月   | 41,429千円             | 41,429千円  | 41,429千円  | 41,429千円  | 41,429千円  |
| 3回目 | 10月  | 41,429千円             | 41,429千円  | 41,429千円  | 41,429千円  | 41,429千円  |
| 4回目 | 1月   | 6,358千円              | 8,696千円   | 11,437千円  | 17,152千円  | 17,152千円  |
| 合計  | －    | 130,645千円            | 132,983千円 | 135,724千円 | 141,439千円 | 141,439千円 |

・令和5年度から令和9年度までの支払総額 682,230,000円

第4条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年3月26日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公園緑化協会・川下公園コンソーシアム

代表者 公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 前田 明

